

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年1月10日

豊川市監査委員

同

同

鈴木 不二夫

上 澤 勉

松 下 広 和

## 別紙

### 財政援助団体等監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象（公の施設の指定管理者）

- (1) 対象団体  
株式会社 日本メカトロニクス
- (2) 所管部署  
産業部 商工観光課

#### 2 監査の範囲

- (1) 対象団体  
平成27年度株式会社日本メカトロニクス会計  
（平成26年12月21日～平成27年12月20日）
- (2) 所管部署  
平成27年度公共駐車場特別会計  
（上記団体関係分）

#### 3 監査の実施期間

平成28年8月31日～平成28年10月27日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の項目としては、以下のとおりである。

- (1) 対象団体等
  - ア 公の施設の指定管理の目的、内容について
  - イ 指定管理料、時期、方法、手続等について
  - ウ 対象事業等の協定の履行について
  - エ 会計経理、財産管理について
- (2) 所管部署
  - ア 公の施設の指定管理の目的、内容について
  - イ 指定管理料、時期、方法、手続等について
  - ウ 対象事業等の協定の履行について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

## 【株式会社日本メカトロニクス】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 改善事項

豊川駅東駐車場始め4施設の指定管理基本協定書について、次の不履行があったので、是正されたい。

- (ア) 第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座での経理事務がされていなかった。
- (イ) 豊川駅東駐車場管理業務において、持込備品（FAX、車椅子）を本業務に使用しているが、第24条第2項に規定する承認を受けていなかった。
- (ウ) 施設賠償責任保険・動産総合保険・盗難保険・自動車管理者賠償責任保険に加入しているが、第36条第3項に規定する保険証券等を提示していなかった。

## 【産業部商工観光課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 改善事項

- (ア) 指定管理者において、豊川駅東駐車場始め4施設の指定管理基本協定書の協定事項に不履行が見受けられたので、指定管理者に対する指導及び履行確認を徹底されたい。
- (イ) 定期駐車券の収納事務において、指定管理者は、徴収した駐車料金を即日又は翌金融機関営業日までに払い込むことになっているが、月末締めで翌月の払い込みをしていた。このため、適正な収納事務に向けた指導管理を実施されたい。
- (ウ) 現行の私人委託の徴収事務では、未納者分の調定ができない。このため、定期駐車券利用料金の未納分の督促・延滞金の徴収等は、指定管理者が行うものではなく商工観光課が行うべきであるため、適正な事務を実施されたい。

(エ) 指定管理仕様書について、定期駐車券利用者が、前月の指定する日までに駐車料金を納入しなかった場合、利用の禁止又は制限に関する事項を定めるなど、仕様書の見直しを図り適正な事務を実施されたい。